

新司法試験実施に係る研究調査会報告書（抜粋）

第4 短答式試験の在り方

1 出題の在り方

短答式試験においては、幅広い分野から基本的な問題を多数出題することにより、専門的な法律知識及び法的な推論の能力を試すものとする。

短答式試験については、出題の形式を多様化し、配点についても、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

- ・ 基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するものとし、過度に複雑な出題形式とならないように留意する。
- ・ 出題形式については、より柔軟な出題を可能とするため、現行短答式試験のように5肢択一方式のみによらず、多様化を図り、配点についても、問題の出題形式等に対応する形で各問に差を設けるなど、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

2 配点，試験時間，問題数等

短答式試験の配点は、例えば、公法系科目及び刑事系科目については100点満点、民事系科目については150点満点とするなど、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。

短答式試験の試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30分程度を目安とする。

短答式試験の問題数は、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度を目安とする。

短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

- ・ 配点の科目間における配分は、現行司法試験における科目間バランス、新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や法科大学院における教育内容等を考慮して、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。

- ・ 短答式試験は各科目を各別実施することとしているところ、試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、配点の比率等を踏まえ、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30分程度を目安とする。
- ・ 短答式試験の問題数については、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するという短答式試験の出題方針に照らせば、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度の問題を出題することを目安とする。
- ・ 合格発表までの期間をできる限り短縮するとともに、司法試験考査委員(以下「考査委員」という。)に論文式試験の採点に必要な採点期間を確保するため、短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

第5 論文式試験の在り方

1 出題の在り方

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目の出題に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては、比較的長文の具体的な事例を出題し、現在の司法試験より長い時間をかけて、法的な分析、構成及び論述の能力を試すことを中心とする。

同一科目内で複数の法分野にまたがる問題については、必ず出題するとはしないものの、それぞれの科目の特性に応じて、適切な問題を考案するよう努めるものとする。

選択科目については、公平性の観点から、各科目の出題範囲の在り方を検討するとともに、出題方針等について何らかの共通する基準を設定することが必要であり、選択科目の選定結果や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

- ・ 論文式試験においては、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうか」の判定を目的とし、「知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」(改正司法試験法第3条第2項、第4項)とされていることに照らし、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるべきである。

- ・ 公法系科目，民事系科目及び刑事系科目においては，多種多様で複合的な事実関係に基づく，比較的長文の事例を出題し，十分な時間をかけて，法的に意味のある事柄を取り出させ，その事実関係にふさわしい解決策等を示させたりすることなどにより，法的な分析，構成及び論述を行わせることを中心とする。
- ・ 同一科目内の複数の法分野にまたがる問題については，上記のような論文式試験の出題に適した出題形式の一つであると考えられるが，出題に適した範囲が限られることなどから，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。
- ・ 選択科目については，選択する科目により著しい不公平が生ずることがないように，各科目についての出題範囲の在り方を検討するとともに，どの科目を選択した者でも公平に評価されることを担保する必要があることにかんがみ，その出題方針等について，何らかの共通する基準を設定することが必要であり，選択科目の選定結果や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

2 問題数，配点，試験時間等

論文式試験の問題数は，各科目 2 問とする。

論文式試験の配点は，例えば，公法系科目及び刑事系科目については，各問 100 点配点の計 200 点満点，民事系科目については，200 点配点の問 1 問と 100 点配点の問 1 問の計 300 点満点，選択科目については，各問 50 点配点の計 100 点満点とするなど，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を 2：3：2：1 程度とする。

論文式試験の試験時間は，公法系科目及び刑事系科目については 4 時間程度，民事系科目については 5～6 時間程度，選択科目については 3 時間程度とする。

論文式試験の答案用紙は，出題内容を踏まえて十分な量を配布した上，その範囲内で解答を求めるものとする。

- ・ 公法系科目においては，うち 1 問は，主として憲法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する行政法分野の論点についても問うものとし，他の 1 問は，主として行政法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する憲法分野の論点についても問うものとする。
- ・ 民事系科目においては，例えば，うち 1 問は，実体法・手続法間又は民法・商法間にまたがる問題とし，他の 1 問は，実体法又は手続法の問題とする。2 つの法律分野にまたがる大きな問題については，配点比率を他の問題の 2 倍とする。
- ・ 刑事系科目においては，うち 1 問は，主として刑法に関する分野のテーマから出

題し、他の1問は、主として刑事訴訟法に関する分野のテーマから出題する。

- ・ 選択科目の問題数については、各科目の試験範囲がある程度幅広いものとなることが見込まれるとともに、出題分野について著しい偏りを生じないように配慮する必要があることなどから、他の科目と同様2問とする。
- ・ 配点の科目間における配分は、現行司法試験における科目間バランス、新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や開設準備中の法科大学院の教育内容等を考慮して、例えば、各科目の配点を、公法系科目200点(100点×2問)、民事系科目300点(200点×1問、100点×1問)、刑事系科目200点(100点×2問)、選択科目100点(50点×2問)とし、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目間の比率を2:3:2:1程度とする。
- ・ 十分に問題を解析し、問題点を抽出した上で、それらについて自らの考えを組み立て、論理的かつ説得的に表現させることを可能とするために、答案作成に必要とされる時間に加え、事例・法令の分析及び答案構成のための時間を十分に確保するのが適当である。それらを考慮して、公法系科目及び刑事系科目の試験時間は4時間程度、民事系科目の試験時間は、配点の比率(公法系科目及び刑事系科目の1.5倍)を踏まえ5~6時間程度とする。また、選択科目については、具体的な事例問題の出題なども考慮し3時間程度とする。
- ・ 論文式試験については、おのずと現行司法試験より解答の分量が増すことが想定されるが、一方では、的確な問題点の抽出とそれに対する論旨が明確で無駄のない解答の作成も期待されることから、答案用紙については、出題内容を踏まえて十分な量を配布した上、配布された答案用紙の範囲内で解答を求めるものとする。